

一般社団法人 土木技術者女性の会一般規則

2014年3月17日制定

第1章 会員および会費

第1条(会員) この法人は定款第5条に規定する会員の他、権利能力なき社団である土木技術者女性の会の会員をもって、これに充てる。

2. 権利能力なき社団である土木技術者女性の会の会員については、2013年6月22日の第32回総会において本会会員は(とくに退会の意思表示がある場合を除き)新規に設立する一般社団法人土木技術者女性の会の会員の地位を得るものとする旨の議決を経ているため、定款第6条に定める入会届の提出を待たず直ちに正会員の地位を得たものとみなし、一般社団法人初年度の会費の払い込みをもって正式な入会の意思確認とし、正会員とする。会員種別の変更の申し出があった場合は、申し出に従う。
3. 会員は、名前、住所、所属等の登録内容に変更のあった時は、すみやかに事務局に届け出なければならない。

第2条(会費) 定款第6条に規定する会員の会費は次のとおりとし、毎年度の会費を前納しなければならない。

- (1) 正会員 年額3,000円
- (2) 学生会員 年額0円
- (3) サポーター 1口年額3,000円とし、口数は1口以上とする。

第3条(会費の減免) 激甚災害により被災した会員については、当該年度会費の減免、もしくは次年度会費の減免を行うことができる。会費減免の可否は支部と連携し、会員・支部の審議に基づき会長が決定する。

2. 会のダイバーシティを促進するために必要と

認めるときは、会員・支部の審議に基づき会長が、一定の条件及び期限を定めて、会費を減免することができる。

第2章 支部

第4条(支部) この法人は、全国を次の4地域に分け、支部をおく。

北海道・東日本・中部・西日本

2. 総会の承認を経て第1項で定めた以外にも必要な地に支部をおくことができる。
3. 支部には、支部長をおく。

第5条(所属支部) 会員は、下記により、一般規則第2条に規定するいずれかの支部に所属するものとする。

- (1) 正会員・学生会員およびサポーター(個人)は、自宅または勤務先もしくは学校所在地のうちの書類送付先
- (2) サポーター(法人)は、事務所の所在地
2. 会員からの届け出がない限り、前項の所在地が国外となる会員は、東日本支部に所属するものとする。

第6条(支部活動) 会員相互の親睦を図り会の目的をより良く達成するため、各支部は、見学会や講習会を適宜企画し、当該支部の会員はこれに協力する。

2. 支部活動については総会で報告する。

第7条(総会の開催) 総会は各支部の立候補により順次開催する。

2. 開催する支部が総会の事務局を務め、他支部の会員は積極的に参加・協力する。

3. 総会の議題等は運営委員会、総会開催支部および事務局で協議する。

第3章 組織

第8条(運営委員会) この法人には、運営委員会をおく。運営委員は下記の通りとし、総会で選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 支部長 各支部1名
- (6) 会誌編集長 1名

- 2. 会長は必要に応じて、運営委員を任命することができる。
- 3. 運営委員会は、会長が招集する。
- 4. 運営委員会は、会の運営に関する事項等について協議し、会長へ具申するとともに、総会にて報告する。
- 5. 会長は、その業務の執行にあたり、運営委員会の意見を取り入れるものとする。
- 6. 会長の任期は、定款第14条に基づき1期2年とし、連続2期を目安とする。ただし、再選を妨げない。
- 7. 会長以外の運営委員の任期は、1期2年とし、連続2期を目安とする。ただし、再選を妨げない。

第8条の2(ワーキンググループ) この法人の活動の充実を図るため、特定の業務を担当するワーキンググループを、総会の決議により設置する。

- 2. ワーキンググループの設置期間は活動内容に応じたものとし、毎年総会にて設置期間延長に係る承認を得ることとする。
- 3. ワーキンググループには、業務を統括するリーダーを1名定める。会長はワーキンググループのリーダーを運営委員に任命する。
- 4. 法人の業務の進捗に応じ、ワーキンググループ

を設置する必要があるときは、1項によらず、会長が運営委員会に諮り、年度の途中で設置することができる。

5. 前項により設置したワーキンググループは、直近の総会において設置に係る承認を得るものとする。

第9条(副会長) 副会長は、会長を補佐する。

2. 副会長のうち1名を会長代理とし、会長に事故が生じた場合、その職務を代行する。

第10条(事務局) この法人には、定款第33条に記載の事務局を置く。事務局は、事務局長、事務局スタッフで構成され、次の事務を行う。

- (1) 会員の入退会や移動の把握
- (2) 名簿管理
- (3) 会費の請求、徴収
- (4) 会活動全般の把握
- (5) 会への問い合わせやPR窓口
- (6) その他の業務事務

第11条(会計) 会計は、会の予算案の作成及び会計事務を行う。必要に応じて、補佐をおくことができる。

第12条(会誌編集長) 会誌編集長は、各支部の編集担当者とともに会誌「輪(りん)」を発行する。

第13条(会計監査委員) この法人には、下記の会計監査委員をおき、総会において選出する。

会計監査委員 2名

第4章 入退会

第14条(入会申込書) 定款第6条に規定する入会申込書は、別表1とする。

2. 第1項の申込みは、書面および電磁的方法に

より行う。

第15条(退会届) 定款第7条に規定する退会届は、別表2とする。

2. 第1項の届け出は、書面および電磁的方法により行う。

第5章 その他

第16条(プライバシーの保護) 会員は互いのプライバシーに係わる情報が無断で悪用されないよう、注意を払って取り扱う。

第16条の2(個人情報の取扱い) この法人では、改正個人情報保護法(2015年9月3日成立)に基づき、法人運営にあたり個人情報の適切な取扱い及び会員等の権利利益を保護するため、別途規程を定める。

第17条(処分) 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、処分を受ける。

処分の内容は運営委員会で審議の後、決定する。

1. 会の定款又は決議に違反したとき
2. 会の名誉を傷つけたとき
3. 会に重大な損害を与えたとき
4. 会員としての義務を怠ったとき
5. その他会員として不適当な行為をしたとき

第18条(慶弔金) 会員本人の死亡の場合、会員の要請により、支部長は会の名前を使用して弔電を打つことができる。

第19条(その他) 定款および一般規則に定めのない事項、または各事項の解釈に疑問を生じた時は運営委員会または総会で解決する。

附則

1. この規則は、2014年3月17日から施行する。

附則

この規則の改正は、2015年6月27日より施行する。

附則

この規則の改正は、2017年6月17日より施行する。